

伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東京2020大会自転車競技の開催地である伊豆市において、自転車に関するレガシー創出並びに自転車を利用する市民及びサイクリストの利便性向上を図るため、自転車まちづくりの拠点整備を目的として、市内に専門的な知識と技能を持つ自転車安全整備士を有する自転車安全整備店を開設し、及び運営する者に対して、予算の範囲内において伊豆市自転車安全整備店設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車安全整備士 公益財団法人日本交通管理技術協会(以下「協会」という。)が実施する自転車安全整備技能検定に合格し、自転車安全整備士番号の入った「自転車安全整備士之証」の交付を受けている者をいう。
- (2) TSマーク 協会の自転車安全整備制度において、自転車安全整備士が自転車の点検及び整備を行い、当該自転車が道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に適合し、安全な自転車であることを確認したことを証するために当該自転車に貼付する標示物をいう。
- (3) 自転車安全整備店 自転車安全整備士が勤務し、かつ、TSマークを取り扱うことができる店として協会の登録を受け、自転車安全整備店の店章を掲出している店をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に自転車安全整備店の開設を予定している者
- (2) 市町村税に滞納がない者
- (3) 各種の法令を遵守する者
- (4) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団でない者及び暴力団員、暴力団員等又は暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を雇用しない者
- (5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自転車安全整備店を開設し、及び運営する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自転車安全整備店を整備した後、速やかに供用し、少なくとも自転車安全整備店を週に平均4日以上営業し、これを5年間以上継続すること。
- (2) サイクリストが立ち寄りやすい空間を運営すること。
- (3) 伊豆市内で開設し、及び営業すること。
- (4) 地域に密着した活動を行うこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、この告示に基づく補助金以外で同じ経費に対し補助を受ける場合は、当該補助の対象となる経費を除いた経費の額を対象とする。

- (1) 自転車安全整備店の開設に係る経費 自転車安全整備店の整備場所の工事費、自転車整備工具取得費で市長が認めるもの
 - (2) 自転車安全整備士の資格取得に係る経費 協会が実施する自転車安全整備技能検定の合格に必要な経費で市長が認めるもの
- 2 前項第1号に掲げる工事費の対象となる工事は、市内施工業者が自ら施工する工事とする。
- 3 第1項第2号に掲げる経費は、伊豆市内に開設する自転車安全整備店に勤務する者の経費を対象とし、20万円を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項第1号及び第2号の補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、当該額が50万円を超える場合は、50万円を限度とする。

2 補助金の交付を受けることができる自転車安全整備店は、1事業者1店舗とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支計画書(様式第3号)
- (3) 市町村税の納税証明書又は非課税証明書
- (4) 自転車安全整備店の開設予定位置図
- (5) 自転車安全整備店の整備場所の工事に係る補助を受ける場合は、自転車安全整備店の整備に係る施工前写真
- (6) 自転車安全整備店の整備に係る見積書、自転車安全整備士の資格取得に係る経費が確認できる書類の写しその他補助対象経費が確認できる書類の写し
- (7) 申請者(法人にあっては、その役員等を含む。)が暴力団員等ではないこと及び暴力団員等と密接な関係がないことを誓約する書類
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、申請者に対し伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付・不交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする際に、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付確定までの間に、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を、変更しようとする場合
 - イ 補助対象経費の額を、20%以上変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業完了日から起算して5年間は、補助対象の店舗及び設備を市外へ移転し、又は補助金交付の目的に反して使用、売却、譲渡、貸し付け若しくは担保に供しないこと。
- (4) 自転車安全整備店を整備した後、速やかに供用し、少なくとも自転車安全整備店を週に平均4日以上営業し、これを5年間以上継続すること。
- (5) 補助事業完了日から起算して5年間は、当該補助金に係る費用に関する書類等を保存しなければならないこと。
- (6) 市長が必要と認める場合においては、立ち入り調査を行うことができること。

(変更の承認申請)

第10条 前条第1号に係る市長の承認を受けようとする者又は同条第3号若しくは第4号の条件を満たすことができなくなった者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号 伊豆市自転車安全整備店設置計画変更承認申請書(様式第5号)

(2) 前条第3号 伊豆市自転車安全整備店設置補助金に係る処分承認申請書(様式第6号)

(3) 前条第4号 伊豆市自転車安全整備店設置補助金に係る休業(閉店)承認申請書(様式第7号)

2 市長は、前項の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付した上で承認するものとする。

(完了報告書)

第11条 第8条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、伊豆市自転車安全整備店設置完了報告書(様式第8号)に次の書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 第5条第1項第1号の経費のうち工事に係る完了を報告する場合は、工事施行後の写真、工事費の支払いを証する書類

(2) 第5条第1項第1号の経費のうち自転車整備工具取得に係る完了を報告する場合は、自転車整備工具取得費の支払いを証する書類

(3) 第5条第1項第2号の経費の完了を報告する場合は、自転車安全整備士の資格取得費の支払いを証する書類

(4) 自転車安全整備店の要件を満たすことを明らかにする書類

(5) 自転車安全整備士番号が記載された「自転車安全整備士之証」の写し

(6) 個人の場合は、開業等の届出書の写し又はそれに類する書類

(7) 法人の場合は、法人の登記事項証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金を確定し、伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により交付確定の通知を受けた者は、伊豆市自転車安全整備店設置補助金請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(補助金交付の取消し)

第14条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示及び補助金の交付の条件に違反したとき(第10条第2項の承認を受けたときを除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により補助金額が確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定の取消しを行ったとき、又は第10条第1項第2号若しくは第3号による承認申請に対し同条第2項の承認をしたときは、この告示による補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 第10条第1項第2号又は第3号の承認申請をし、同条第2項の承認を受けた者に対し返還を命ずる額は、当該補助金の全額又は60から補助対象事業に供した月数を減じた値を60で除して得た値に当該補助金を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(加算金及び延滞金)

第16条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、伊豆市補助金等交付規則第16条の2の

規定に準じて、加算金及び延滞金を市に納付しなければならない。

(雑則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(申請の特例)

2 令和4年度分の補助金に限り、補助金交付決定前に着手している場合（着手日が令和4年4月1日以後のものに限る。）であっても、交付申請をすることができる。

(失効)

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けているものについては、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付申請書

伊豆市長様

住所
申請者 名称又は商号
代表者 (印)

伊豆市自転車安全整備店設置補助金の交付を受けたいので、伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

また、要件の確認のために、市において関係部局に照会、資料請求及び当該関係部局が回答、資料提供することに同意します。

記

申請店舗	店舗の所在地	〒 ー 伊豆市	
	電話番号	ー ー	
	開業日		
	ふりがな		
	担当者名		
	担当者連絡先	電話番号 (ー ー))
	メールアドレス ()	
補助対象経費	自転車安全整備店開設に係る経費		円 (税込)
	自転車安全整備士の資格取得に係る経費		円 (税込)
	合計		円 (税込)
交付申請額	対象経費合計の2分の1で上限500,000円 1,000円未満の端数は切り捨て		円

- 添付資料
- ① 事業計画書 (様式第2号)
 - ② 収支計画書 (様式第3号)
 - ③ 市町村税の納税証明書又は非課税証明書
 - ④ 自転車安全整備店の開設予定位置図
 - ⑤ 自転車安全整備店の整備場所の工事に係る補助を受ける場合は、自転車安全整備店の整備に係る施工前写真
 - ⑥ 自転車安全整備店の整備に係る見積書、自転車安全整備士の資格取得に係る経費が確認できる書類の写しその他補助対象経費が確認できる書類の写し
 - ⑦ 申請者 (法人にあっては、その役員等を含む。) が暴力団員等ではないこと及び暴力団員等と密接な関係がないことを誓約する書類
 - ⑧ その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

伊豆市自転車安全整備店設置補助金
事業計画書

自転車安全整備店舗名	
事業実施場所	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
計画の内容	

伊豆市自転車安全整備店設置補助金
収支計画書

1 収入の部

内 訳	金 額	備 考
	円	
計		

2 支出の部

内 訳	金 額	備 考
	円	
計		

第 号
年 月 日

様

伊豆市長

伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊豆市自転車安全整備店設置補助金の交付について、下記のとおり補助金の を決定しましたので通知します。

補助金の決定金額 金 円

交付の条件

- 1 交付確定までの間に、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - (1) 補助事業の内容を、変更しようとする場合
 - (2) 補助対象経費の額を、20%以上変更しようとする場合
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 3 補助事業完了日から起算して5年間は、補助対象の店舗及び設備を市外へ移転、補助金交付の目的に反して使用、売却、譲渡、貸し付け若しくは担保に供しないこと。
- 4 自転車安全整備店を開設した日の翌日から週に平均4日以上、5年間以上継続して営業しなければならない。
- 5 補助事業完了日から起算して5年間は、当該補助金に係る費用に関する書類等を保存しなければならないこと。
- 6 市長が必要と認める場合においては、立ち入り調査を行うことができること。
- 7 完了報告は、伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付要綱第11条に規定する日までに提出すること。

不交付決定の理由

年 月 日

伊豆市自転車安全整備店設置計画変更承認申請書

伊豆市長 様

住 所
申請者 名称又は商号
代 表 者 名

㊞

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた伊豆市自転車安全整備店設置の計画を次のとおり変更したいので、伊豆市自転車安全整備店設置補助金第 10 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて承認を申請します。

変 更 内 容	
変 更 理 由	

添付資料（変更に係る部分の資料に限る。）

- ① 事業変更計画書（様式第 2 号）
- ② 収支変更計画書（様式第 3 号）
- ③ 自転車安全整備店の開設予定位置図
- ④ 自転車安全整備店の整備に係る見積書、自転車安全整備士の資格取得に係る経費が確認できる書類の写しその他補助対象経費が確認できる書類の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

伊豆市長 様

住 所
申請者 名称又は商号
代 表 者 ㊟

伊豆市自転車安全整備店設置補助金に係る処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び確定の通知があった補助事業により取得した財産を処分したいので、伊豆市自転車安全整備店設置補助金第10条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

移転	目的外使用	売却	譲渡	貸付	担保	その他
----	-------	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に []

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の理由

年 月 日

伊豆市長 様

住 所
申請者 名称又は商号
代 表 者 ⑩

伊豆市自転車安全整備店設置補助金に係る休業（閉店）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知があった自転車安全整備店を休業又は閉店したいので、伊豆市自転車安全整備店設置補助金第10条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1 内容

該当する項目を○で囲んでください。

休業	閉店
----	----

2 時期

始期 年 月 日

終期 年 月 日（※終期は休業の場合に記載すること。）

3 理由

年 月 日

伊豆市自転車安全整備店設置補助金完了報告書

伊豆市長 様

住 所
申請者 名称又は商号
代 表 者 名

㊟

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた伊豆市自転車安全整備店設置が完了したので、関係書類を添えて届出します。

店 舗 の 所 在 地		
資 格 取 得 経 費	計 上 項 目	
	支 払 金 額	円
工 具 取 得 費	工 具 の 品 目	
	支 払 金 額	円
設 置 工 事 経 費	工 事 の 内 容	
	施 工 業 者	
	施 工 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	支 払 金 額	円

添付書類

- ① 工事施行後の写真、工事費の支払いを証する書類（自転車安全整備店の開設に係る経費のうち整備場所の工事費の報告をする場合）
- ② 自転車整備工具取得費の支払いを証する書類（自転車安全整備店の開設に係る経費のうち自転車整備工具取得費の報告をする場合）
- ③ 自転車安全整備士の資格取得費の支払いを証する書類（自転車安全整備士の資格取得に係る経費の報告をする場合）
- ④ 自転車安全整備店に登録されていることを明らかにする書類
- ⑤ 自転車安全整備士番号が記載された「自転車安全整備士之証」の写し
- ⑥ 個人の場合は、開業等の届出書の写し又はそれに類する書類
- ⑦ 法人の場合は、法人の登記事項証明書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第12条関係）

第 年 月 日
号

様

伊豆市長

伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で交付の決定のあった伊豆市自転車安全整備店設置補助金について、下記のとおり補助金の交付を確定しましたので通知します。

補助金の交付確定額 円

伊豆市自転車安全整備店設置補助金請求書

年 月 日

伊豆市長 様

住 所
申請者 名称又は商号
代 表 者 名 ⑩

年 月 日付け 第 号で通知がありました交付確定に基づき、下記のとおり請求
します。

記

請求金額	円
------	---

振込先口座

金融機関名	銀行 金庫 農協 信漁連	本店 支店 支所 出張所
口座種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ	-----	
口座名義	-----	

※市役所処理欄 債権者コード	有 ・ 無						
----------------	-------	--	--	--	--	--	--